

豊中市児童福祉審議会の傍聴要領

1 目的

この要領は、豊中市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴定員

審議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10名とする。ただし、会場の都合により、これを増減することができる。

3 傍聴手続

- (1) 傍聴者は、受付で所定の用紙に名前及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、審議会の開催時刻の30分前から先着順に行うものとする。
したがって、定員になり次第、受付を終了する。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときには、抽選等により傍聴者を決定する。

4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、審議会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、または、人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

5 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表現しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食、または、喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、または、他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 傍聴用に貸与された資料は、審議会終了後係員に返却すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、または、議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

6 撮影、録音の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、または、録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

委員長は、傍聴者がこの要領に従わないときは、この要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときはその当該傍聴者を退場させることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）4月 1日から実施する。